

別表第七十三(第十一条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下この表において「法」という。)第十八条第一項及び第三項の規定による一般粉じん発生施設の設置等の届出の受理 二 法第十八条の二第一項の規定による既設の施設が一般粉じん発生施設となった旨の届出の受理 三 法第十八条の四の規定による一般粉じん発生施設を設置者に対する基準の遵守命令等 四 法第二十六条第一項の規定による一般粉じん発生施設を設置者からの報告の徴収等 五 法第二十七条第三項から第六項までの規定による同条第二項の一般粉じん発生施設に係る国の行政機関の長からの通知の受理等 六 法第二十八条第二項の規定による関係行政機関等の長に対する資料の提出の要求等(一般粉じん発生施設に係るものに限る。)	市町村(中核市を除く。)

別表第七十四(第十一条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号。以下この表において「法」という。)第三条第一項及び第三項(法第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による特定工場等において発生する騒音等について規制する地域の指定等 二 法第四条第一項の規定による騒音の規制基準の設定 三 法第十八条の規定による自動車騒音の状況の監視等 四 法第十九条の規定による自動車騒音の状況の公表 五 法第二十二條の規定による関係行政機関等の長に対する協力の要請等	市町村(中核市を除く。)

別表第七十五(第十一条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)第三条の規定による悪臭原因物の排出を規制する地域の指定 二 悪臭防止法第四条の規定による悪臭原因物の排出の規制基準の設定 三 悪臭防止法第五条の規定による市町村長等の意見の聴取 四 悪臭防止法第六条の規定による規制地域の公示 五 悪臭防止法第二十一条第一項の規定による関係行政機関等の長に対する協力の要請	市町村(中核市を除く。)

別表第七十六(第十一条関係)

	権 限 移 譲 対 象 事 務
<p>一 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七十七号。以下この表において「法」という。）第三条第三項（法第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公害防止統括者等の選任等の届出の受理</p> <p>二 法第六条の二第二項の規定による特定事業者の地位の承継の届出の受理</p> <p>三 法第十条の規定による特定事業者に対する公害防止統括者等の解任命令</p> <p>四 法第十一条第一項の規定による特定事業者からの報告の徴収等</p> <p>備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、法第二条第五号に規定する工場（同条第二号に規定する汚水等排出施設、同条第三号に規定する騒音発生施設、同条第六号に規定する振動発生施設又は同条第七号に規定するダイオキシン類発生施設が設置されているものを除く。）に係るものに限る。</p>	<p>対象市町村 市町村（中核市を除く。）</p>

別表第七十七（第十一条関係）

	権 限 移 譲 対 象 事 務
<p>一 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項及び第三項（同法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による振動について規制する地域の指定</p> <p>二 振動規制法第四条第一項の規定による振動の規制基準の設定</p> <p>三 振動規制法第二十条の規定による関係行政機関等の長に対する協力の要請等</p>	<p>対象市町村 市町村（中核市を除く。）</p>

別表第七十八（第十一条関係）

	権 限 移 譲 対 象 事 務
<p>一 秋田県公害防止条例（昭和四十六年秋田県条例第五十二号。以下この表において「条例」という。）第二十条第一項の規定による指定ばい煙発生施設の設置の届出の受理</p> <p>二 条例第二十一条第一項の規定による既設の施設が指定ばい煙発生施設となった旨の届出の受理</p> <p>三 条例第二十二條第一項の規定による指定ばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>四 条例第二十三條の規定による指定ばい煙発生施設の設置者に対する構造等の変更命令等</p> <p>五 条例第二十四條第二項の規定による指定ばい煙発生施設の設置等の制限の期間の短縮</p> <p>六 条例第二十五条（条例第三十七条第一項及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による指定ばい煙発生施設の設置者等の氏名の変更等の届出の受理</p> <p>七 条例第二十六条第三項（条例第三十七条第一項及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による指定ばい煙発生施設の設置</p>	<p>対象市町村 保健所を設置する市</p>

別表第七十九(第十一条関係)

<p>者等の地位の承継の届出の受理</p> <p>八 条例第二十八条第一項及び第三項(条例第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定ばい煙発生施設の設置者等に対する改善命令等</p> <p>九 条例第三十一条第二項の規定による工場等の設置者に対するばい煙についての事故時における措置命令</p> <p>十 条例第三十三条第一項及び第三項の規定による指定粉じん発生施設の設置の届出の受理等</p> <p>十一 条例第三十四条第一項の規定による既設の施設が指定粉じん発生施設となった旨の届出の受理</p> <p>十二 条例第三十六条の規定による指定粉じん発生施設の設置者に対する基準の遵守命令等</p> <p>十三 条例第三十七条の三の規定による燃焼の停止等の勧告</p> <p>十四 条例第四十一条第一項の規定による指定汚水排出施設の設置の届出の受理</p> <p>十五 条例第四十二条第一項の規定による既設の施設が指定汚水排出施設となった旨の届出の受理</p> <p>十六 条例第四十三条第一項の規定による指定汚水排出施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>十七 条例第四十四条の規定による指定汚水排出施設の設置者に対する構造等の変更命令等</p> <p>十八 条例第四十五条第二項の規定による指定汚水排出施設の設置等の制限の期間の短縮</p> <p>十九 条例第四十七条第一項の規定による指定汚水排出施設の設置者に対する改善命令等</p> <p>二十 条例第五十条の規定による公共用水域の水質の汚濁の事態の周知等</p> <p>二十一 条例第五十一条第二項の規定による工場等の設置者に対する汚水についての事故時における措置命令</p> <p>二十二 条例第五十四条の規定による騒音を防止するために必要な措置の勧告</p> <p>二十三 条例第五十五条の規定による飲食店営業等を営む者に対する営業時間の制限等</p> <p>二十四 条例第五十六条第四項の規定による拡声機の使用の停止命令等</p> <p>二十五 条例第六十四条の規定による悪臭を防止するために必要な措置の勧告</p> <p>二十六 条例第七十八条第一項の規定による指定施設の設置者からの報告の徴収等</p> <p>二十七 条例第八十条の二の規定による勧告に従わない者の公表(条例第五十八条の規定による勧告に係るものを除く。)</p>	<p>対象市町村</p>
<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p> <p>一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号。以下この表において「法」という。)第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理</p> <p>二 法第八十二条第一項の規定による液化石油ガス販売事業者等からの報告の徴収(前号に掲げる事務の施行に必要な限度において行うものに限る。)</p> <p>三 法第八十三条第三項の規定による液化石油ガス販売事業者等の事務所等の立入検査等(前二号に掲げる事務の施行に必要な限度において行うものに限る。)</p> <p>四 法第八十七条第一項の規定による液化石油ガス設備工事の届出を受理した旨の通報</p>	<p>市町村</p>

別表第八十(第十一条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この表において「法」という。)第三十八条の十の規定による特定液化石油ガス設備工事の事業の届出の受理 二 法第八十二条第一項の規定による特定液化石油ガス設備工事業業者からの報告の徴収 三 法第八十三条第三項の規定による特定液化石油ガス設備工事業業者の事務所等の立入検査等	市町村

別表第八十一(第十一条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号。以下「法」という。)第十八条第一項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可 二 法第二十条第二項の規定による地すべり防止区域内における行為についての国等との協議 三 法第二十一条第一項の規定による行為の許可の取消し等 四 前三号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	法第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域の全部又は一部がその区域内にある市町村

別表第八十二(第十一条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号。以下この表において「法」という。)第七条第一項、第三項及び第四項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可等 二 法第八条第一項及び第二項(法第十条第四項において準用する場合を含む。)の規定による行為の許可の取消し等 三 法第九条第三項の規定による土地の所有者等に対する勧告 四 法第十条第一項及び第二項の規定による土地の所有者等に対する急傾斜地崩壊防止工事の施行命令 五 法第十一条第一項の規定による土地の立入検査 六 法第二十六条の規定による土地の所有者等からの報告の徴収 七 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	法第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域の全部又は一部がその区域内にある市町村

別表第八十三(第十一条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対象市町村
<p>一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下この表において「法」という。） 第九条第一項の規定による特定開発行為の許可 二 法第十三条の規定による特定開発行為に着手している旨の届出の受理等 三 法第十四条（法第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定開発行為についての国等との協議 四 法第十六条第一項及び第三項の規定による特定開発行為の変更の許可等 五 法第十七条の規定による対策工事等の完了の検査等 六 法第十九条の規定による対策工事等の廃止の届出の受理 七 法第二十条第一項から第三項までの規定による特定開発行為の許可の取消し等 八 法第二十一条第一項の規定による土地の立入検査 九 法第二十二条の規定による特定開発行為の許可等を受けた者からの報告の徴収等 十 法第二十五条の規定による建築物の所有者等に対する勧告等</p>	<p>法第八条の規定により指定された土砂災害特別警戒区域の全部又は一部がその区域内にある市町村</p>

別表第八十四（第十一関係）

権 限 移 譲 対 象 事 務	対象市町村
<p>一 砂防法施行条例（平成十五年秋田県条例第三十二号。以下この表において「条例」という。）第三条第一項の規定による砂防指定地内における行為の許可 二 条例第四条第一項の規定による砂防設備の占用等の許可 三 条例第六条の規定による行為の許可等の変更の許可 四 条例第七条の規定による行為の許可等の更新 五 条例第八条の規定による行為についての国等との協議 六 条例第九条第二項の規定による行為の許可等を受けた者の地位の承継の届出の受理 七 条例第十条第一項の規定による行為の許可等に係る権利義務の譲渡の許可 八 条例第十一条の規定による砂防指定地内における行為等の開始等の届出の受理 九 条例第十二条の規定による原状に回復することが適当でない旨の認定等 十 条例第十三条の規定による砂防指定地内において行為を行っている旨の届出の受理等 十一 条例第十四条の規定による行為の許可等の取消し等</p>	<p>砂防法（明治三十二年法律第二十九号）第二条の規定により指定された砂防指定地の全部又は一部がその区域内にある市町村</p>

別表第八十五（第十三条関係）

経 由 事 務	
<p>一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)に基づく事務のうち、同法第三十四条第四項に規定する発行数料の徴収</p>	<p>市町村</p>
<p>二 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例(以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 条例第二十二條第一項の規定による協議の申請の受理 (二) 条例第三十七條第一項の規定による通知の受理</p>	<p>市町村(建築基準法第四條第一項の建築主事を置く市及び同法第九十七條の二第一項の建築主事を置く市町村を除く。)</p>
<p>三 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づく事務のうち、前号に掲げるもの(建築基準法第六條第一項第四号に掲げる建築物に係るものを除く。)</p>	<p>建築基準法第九十七條の二第一項の建築主事を置く市町村</p>
<p>四 母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び同法の施行のための規則に基づく同法第十三條第一項(同法第三十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による資金の貸付けに関する事務のうち、規則で定めるもの</p>	<p>市町村(中核市を除く。)</p>
<p>五 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)及び栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号。以下この号において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 栄養士法第二條第一項の規定による栄養士の免許の申請の受理 (二) 栄養士法第二條第三項の規定による管理栄養士の免許の申請の受理 (三) 栄養士法第四條第二項及び第四項の規定による免許証の交付 (四) 令第三條第一項及び第三項の規定による栄養士名簿等の訂正の申請の受理 (五) 令第四條の規定による栄養士名簿等の登録の抹消の申請の受理 (六) 令第五條第一項及び第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理 (七) 令第六條第一項、第二項及び第五項の規定による免許証の再交付の申請等の受理 (八) 令第八條の規定による免許証の返納の受理</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>六 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)、調理師法施行令(昭和三十三年政令第三百三十二号。以下この号において「令」という。)及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>保健所を設置する市</p>

(一) 調理師法第三条第一項の規定による調理師の免許の申請の受理
 (二) 調理師法第五条第三項の規定による免許証の交付
 (三) 令第十一条第一項の規定による調理師名簿の訂正の申請の受理
 (四) 令第十二条の規定による調理師名簿の登録の削除の申請の受理
 (五) 令第十三条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理
 (六) 令第十四条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理
 (七) 令第十四条第四項及び第十五条の規定による免許証の返納の受理
 (八) (一)から(七)までに掲げる事務のほか、調理師法の施行に関する事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

七 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）及び医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 (一) 医師法第二条の規定による医師免許の申請の受理
 (二) 医師法第六条第三項の規定による医師の氏名等の届出の受理
 (三) 令第三条第一項の規定による医籍の訂正の申請の受理
 (四) 令第四条の規定による医籍の抹消の申請の受理
 (五) 令第五条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理
 (六) 令第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理
 (七) 令第六条第五項及び第七条の規定による免許証の返納の受理

八 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）及び歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 (一) 歯科医師法第二条の規定による歯科医師免許の申請の受理
 (二) 歯科医師法第六条第三項の規定による歯科医師の氏名等の届出の受理
 (三) 令第三条第一項の規定による歯科医籍の訂正の申請の受理
 (四) 令第四条の規定による歯科医籍の抹消の申請の受理
 (五) 令第五条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理
 (六) 令第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理
 (七) 令第六条第五項及び第七条の規定による免許証の返納の受理

九 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下この号において「法」という。）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 (一) 法第七条の規定による保健師等の免許の申請の受理
 (二) 法第八条の規定による准看護師の免許の申請の受理
 (三) 法第三十三条の規定による保健師等の氏名等の届出の受理
 (四) 令第三条第一項及び第二項の規定による保健師籍等の訂正の申請の受理

市 保健所を設置する

市 保健所を設置する

市 保健所を設置する

<p>(五) 令第四条第一項及び第二項の規定による保健師籍等の登録の抹消の申請の受理</p> <p>(六) 令第五条の規定による死亡等の場合の保健師籍等の登録の抹消の申請の受理</p> <p>(七) 令第六条第一項及び第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理</p> <p>(八) 令第七条第一項及び第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p> <p>(九) 令第七条第五項及び第八条第一項から第四項までの規定による免許証の返納の受理</p>	
<p>十 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第六条第三項の規定による歯科衛生士の氏名等の届出の受理</p>	<p>市 保健所を設置する</p>
<p>十一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この号において「法」という。)及び医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この号において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第四条第一項の規定による地域医療支援病院の名称の承認の申請の受理</p> <p>(二) 法第七条第一項及び第二項の規定による病院の開設の許可等の申請の受理</p> <p>(三) 法第七条第三項の規定による診療所の療養病床の設置の許可の申請の受理</p> <p>(四) 法第八条の第二項の規定による病院の休止等の届出の受理</p> <p>(五) 法第九条の規定による病院の廃止等の届出の受理</p> <p>(六) 法第十二条第一項ただし書の規定による病院を開設者以外の者に管理させることの許可の申請の受理</p> <p>(七) 法第十二条第二項の規定による病院の管理者の兼任の許可の申請の受理</p> <p>(八) 法第十二条の二の規定による地域医療支援病院の業務に関する報告書の受理</p> <p>(九) 法第十五条第三項の規定による病院のエックス線装置の設置等の届出の受理</p> <p>(十) 法第十六条ただし書の規定による医師の宿直の免除の許可の申請の受理</p> <p>(十一) 法第十八条ただし書の規定による病院の専属の薬剤師を置かないことの許可の申請の受理</p> <p>(十二) 法第二十七条の規定による病院の構造設備の検査の申出の受理</p> <p>(十三) 法第四十四条第一項の規定による医療法人の設立の認可の申請の受理</p> <p>(十四) 法第四十六条の二第一項ただし書の規定による医療法人の理事を減じて置くことの認可の申請の受理</p> <p>(十五) 法第四十六条の三第一項ただし書の規定による医療法人において医師等以外の理事から理事長を選出することの認可の申請の受理</p> <p>(十六) 法第四十七条第一項ただし書の規定による医療法人において管理者の一部を理事に加えないことの認可の申請の受理</p> <p>(十七) 法第五十条第一項の規定による医療法人の定款等の変更の認可の申請の受理</p> <p>(十八) 法第五十条第三項の規定による医療法人の定款等の変更の届出の受理</p> <p>(十九) 法第五十一条第一項の規定による医療法人の決算の届出の受理</p> <p>(二十) 法第五十五条第三項の規定による医療法人の解散の認可の申請の受理</p> <p>(二十一) 法第五十五条第五項の規定による医療法人の解散の届出の受理</p> <p>(二十二) 法第五十六条第二項及び第三項の規定による医療法人の財産の処分等の認可の申請の受理</p> <p>(二十三) 法第五十七条第四項の規定による医療法人の合併の認可の申請の受理</p>	<p>市 保健所を設置する</p>